

○伊根町印刷物等有料広告掲載要綱

平成21年1月23日

告示第5号

改正 平成23年4月26日告示第43号

平成26年3月17日告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町が発行等を行う印刷物等への有料による広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「印刷物等」とは、文書送付用封筒、広報伊根その他広告を掲載し印刷する媒体をいう。

(広告の範囲)

第3条 印刷物等に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の印刷物等に掲載することにより、その公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する営業又はこれらに類する営業に関するもの
- (5) 消費者金融、債権回収等に関するもの
- (6) 人権侵害、信用棄損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (7) 投機的 content 又は射幸心を著しくあおる content であるもの
- (8) 法令の規定による広告規制に違反するもの
- (9) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告として適当でないとするもの

(広告主の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する営業を営む者は、印刷物等への広告の掲載をすることができない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する営業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業及びこれらに類する営業
- (3) 消費者金融、債権回収等に関する営業
- (4) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容に関する営業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとする営業

(広告の掲載順位)

第5条 掲載する広告の順位は、次に掲げる順序による。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人又はこれらに類するものに係る広告
- (2) 公共的性格を有する事業者又は特定非営利活動法人で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前号に規定する事業者以外の事業者で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) 公共的性格を有する事業者又は特定非営利活動法人で、町外に事業所等を有するものに係る広告
- (5) 前号に規定する事業者以外の事業者で、町外に事業所等を有するものに係る広告
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告として適当であると認めるものに係る広告

(広告の規格及び掲載料)

第6条 広告の規格及び掲載料は、印刷物等ごとに町長が別に定める。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報伊根及びホームページへの掲載その他町長が必要であると認める方法で行う。

2 広告枠に空きがあるときは、随時募集を行うことができるものとする。

(広告の申込み)

第8条 印刷物等に広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、伊根町印刷物等有料広告掲載申込書(第1号様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長が指定した期日までに提出しなければならない。

2 前項の場合において、申込者は次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、当該事実を公簿等によって確認することができる場合を除く。

(1) 申込みをする日前3月以内に発行された登記簿謄本の写し(申込者が法人である場合に限る。)

(2) 申込みをする日前3月以内に発行された住民票の写し(申込者が個人である場合に限る。)

(3) 直近の確定申告書(税務署の受付印があるものに限る。)及び決算書の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、業種により必要とされる資格証明書、届出書、許可証の写し

(掲載広告の決定)

第9条 町長は、前条に規定する申込みがあったときは、次条第1項の審査委員会による審査を経て掲載する広告を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定について、伊根町印刷物等有料広告(掲

載・不掲載)決定通知書(第2号様式)により、申込者に通知する。

(伊根町印刷物等有料広告審査委員会)

第10条 町長は、前条第1項の審査を行うため、伊根町印刷物等有料広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、総務課長、企画観光課長、住民生活課長、保健福祉課長及び地域整備課長の職にある者で組織する。

3 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画観光課長の職にある者をもって充て、副委員長は総務課長の職にある者をもって充てる。

(掲載料の納付)

第11条 第9条第1項の規定により広告の掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに当該広告の掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告原稿は、広告主が作成し、町長が指定する期日までに町長に提出するものとする。

(広告主の責任)

第13条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 広告主は、広告の掲載に係る事項について変更しようとするときは、速やかにその旨を町長に届け出るものとする。広告の掲載を中止しようとするときも、同様とする。

(広告掲載の決定の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告の掲載料を納付しなかった場合
  - 合
  - (2) 広告主が、指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合
  - (3) 広告内容が、第3条各号のいずれかに該当することとなった場合
  - (4) 広告主の営む営業が、第4条各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (掲載料の返還)

第15条 既納の掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、印刷物等への広告の掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月26日告示第43号)

この告示は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日告示第31号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。